



令和4年3月4日

関係各位

東京税関

知的財産侵害物品取締強化期間における協力依頼について

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

税関では、偽ブランド品等、その流通により、権利者が本来得るべき利益の逸失による経済秩序の混乱、販売収益の犯罪組織への流入や消費者の健康・安全への悪影響などが指摘される知的財産侵害物品について、麻薬やけん銃等と同様に輸入してはならない貨物と定め取締りを行っております。

特に「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品には、安全性が確認できない原材料等を使用した偽医薬品、化粧品等のほか、製品としての機能が十分でない運動器具、電気製品及び自動車用部品等が含まれており、その使用により健康被害や事故等を引き起こす危険性が指摘されています。

このような状況を踏まえ、東京税関では、

- 海上貨物：令和4年3月7日（月）から3月20日（日）
- 航空貨物：令和4年3月7日（月）から3月13日（日）
- 郵便物：令和4年3月7日（月）から3月13日（日）

を知的財産侵害物品取締強化期間として取締りを強化しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、知的財産侵害物品の不正輸出入に関する不審な情報等がありましたら、どんな些細なものでも結構ですので、税関（知的財産調査官部門）までご連絡くださいますよう併せてお願いいたします。

業務部 知的財産調査官
☎ 03-3599-6369



東京税関知的財産侵害物品取締強化期間実施のお知らせ

実施期間：海上貨物 令和4年3月7日（月）～3月20日（日）
航空貨物・郵便物 令和4年3月7日（月）～3月13日（日）

知的財産侵害物品の不正輸入防止にご協力をお願いします！



税関ではパッケージ類や衣類等の偽ブランド品のほか、「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品の取締りを行っています。「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品には、健康被害のおそれのある偽医薬品、化粧品のほか、電気製品、自動車部品など使用中に事故等につながるものもあります。

東京税関では、海上貨物は3月7日（月）から3月20日（日）まで、航空貨物・郵便物は3月7日（月）から3月13日（日）までを「知的財産侵害物品取締強化期間」として取締りを強化しますので、ご理解とご協力をお願いします。



柱材支持具
[意匠権]

トレーニング機器
[意匠権]

イヤホン
[意匠権]

テープカセット
[特許権]

エアバッゲルバー
[商標権]

知的財産侵害物品の不正輸入に関する情報を見てても税関へ！！

密輸ダイヤル 0120-461-961

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/> (24時間受付)